

内閣参質一九九第一三号

令和元年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜口誠君提出高速道路料金の引き下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜口誠君提出高速道路料金の引き下げに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「これらの「トリップ数」及び「通行台数」を算出するための一台当たりの利用距離、一台当たりの利用料金等のデータ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各高速道路株式会社（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。）においては、路線ごとの交通量及び料金収入など、高速道路の利用状況に係る一定のデータを保有しているものと承知している。

二及び四について

御指摘の「ビッグデータ」及び「高速道路の有効活用に向けた統計データの整備」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省においては、必要に応じ、各高速道路株式会社の協力の下、高速道路の利用状況に係るデータも踏まえ、高速道路の有効活用に向けた検討を行っているところである。

三について

お尋ねに関しては、例えば、首都圏中央連絡自動車道について、東日本高速道路株式会社、首都高速道

路株式会社及び中日本高速道路株式会社において、首都圏の高速道路における料金水準の整理・統一を行うとともに、利用経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する方法を採用するなどの取組を実施したことにより、その利用が促進される効果が出ているなど、各高速道路株式会社において、利用しやすい料金となるよう取り組んでいると承知している。